

東日本大震災による被災者の医療（2011年7月以降の取扱い）

■医療費の一部負担の免除期間

当面 2012年2月末まで

※ 入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額については、
追って連絡するまでの間、当面支払いを免除。

■医療費の一部負担の免除対象者

「被保険者証等」と「免除証明書」を医療機関窓口で確認できた被災者

（被災者は、[表1](#)に該当するもの）

※ ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保（高齢受給者含む）加入者及び後期高齢者は、当面、被保険者証等の提示によりその住所地を確認すれば足りるとされ、「免除証明書」は右に記載する日の前日まで不要。

県名	市町村名	「免除証明書」提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	2011年8月1日
宮城県	女川町	2011年10月1日
	南三陸町	2011年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	2011年8月1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間の終了日まで 免除証明書の提示は不要

※ 既に発行されている「免除証明書」では、入院時食事療養費等の標準負担額の免除に関する有効期限が「平成23年8月31日まで」とされているもの、空白のもの等があるが、その記載内容に関わらず追って連絡するまでの間、当面有効なものとして取り扱う。

■請求方法

一部負担金等の支払い免除の場合は、下記の方法により、患者負担分を含めて、
10割を審査支払機関へ請求

（1）紙レセプトの場合の記載方法

- ① レセプト欄外上部に赤色で（**災1**）と記載する。
- ② 一部負担金額欄の「免除」に○印をする。ただし、「免除証明書」なしで免除される場合は、「支払猶予」に○印をする。

（2）電子レセプトの場合の記載方法

- ① 特記事項に「96」を入力する。
- ② 保険者コードの「減免区分」を「2：免除」とする。ただし、「免除証明書」なしで免除される場合は、「3：支払い猶予」とする。
- ③ 摘要欄の先頭に「災1」と入力する。

(3) 請求書等の取扱い

① 国保連合会

支払い免除分と通常の保険請求分とを分けず、「総括表」と「請求書」を作成する。

② 支払基金

支払い免除分と通常の保険請求分とを分けず、一枚の「請求書」にまとめて作成する。

(4) 公費負担医療の取扱い

一部負担金が免除されるため患者負担がゼロであるため、保険優先の公費負担医療「特定疾患治療研究事業（51）」などの対象とならないため、レセプトは医保単独として請求し、公費負担者番号等の記載は必要がない。

■その他の留意点

- (1) 7月以降は、「被保険者証等」を確認してください。また、保険者から交付された一部負担金等の「免除証明書」（上記表の市町村は例外あり）を提示した被災者のみ、一部負担金等の支払いが免除されます。「被保険者証等」の確認を行い、記載内容に基づいて通常と同様に取り扱います。
- (2) 7月以降も一部負担金等の免除を受けるには原則「免除証明書」が必要となるため、6月以前に一部負担金等の支払を免除・猶予されていた患者、又は表1に該当する被災者に対して、速やかに保険者へ「免除証明書」の申請を行うようにアドバイスしてください。
- (3) 既に医療機関等で一部負担金を支払っている以下の患者は、保険者へ申請することにより、還付を受けることができます。
 - ① 6月末までに免除・猶予の要件に該当していたが、一部負担金等の支払いを行った方
 - ② 7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、「免除証明書」を医療機関に提示しなかったことがやむを得ないと認められる方
- (4) カルテ及びレセプトの摘要欄に地震発生時の住所を記載することになっていたが、「免除証明書」の提示を受けて、一部負担等を免除した場合には、地震発生時の住所の記載は不要となった。

表1 被災者の一部負担金の支払免除措置の対象者及び条件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 2011年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方(同日以降、他の市町村に転出した方も含む)。

※ 岩手県全域、宮城県全域、福島県全域、茨城県の一部、栃木県の一部、千葉県の一部、長野県栄村、新潟県の一部(表2参照)

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている(又は対象となっていた)方(表2参照)
※対象から解除された場合でも6月末日まで支払いは猶予される
- ⑦ 原子力発電所の事故に伴い、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方(表2参照)
- ⑧ 上記①～⑦に準ずるものとして保険者が認めた方(長期避難世帯)

※ 単身赴任や勉学のため、3月11日時点で特定被災区域に居住していなかったものについても、住家や家族が(2)の条件に該当すれば対象となる。

※ 原子力発電所の事故によるものは、3月11日時点で特定被災区域に居住していなかったが、その後特定被災区域に住所を変更したことにより被害を受けた場合は対象となる。

表2 対象地域（特定被災区域）

2011年7月22日現在

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、古河市、結城市
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、足利市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、横芝光町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、東庄町
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

原子力発電所の事故による対象地域	① 避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示対象地域 ア. 福島第1原子力発電所から半径20km 圏内の住民の方 イ. 福島第2原子力発電所から半径10km 圏内の住民の方 ウ. 福島第1原子力発電所から半径20km ~30km 圏内の住民の方で屋内退避の指示が出されている方（なお、屋内退避は4月22日に解除されたが、6月末日までは窓口負担は免除されていた）。
	② 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象地域 経済産業省ホームページ参照 http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-5.pdf
	③ 特定避難勧奨地点 経済産業省ホームページ参照 http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-3.pdf